

## 鹿屋市公印規則の一部を改正する規則

鹿屋市公印規則（平成18年鹿屋市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第5条中「協議の上、市長の決裁を受けなければならない」を「協議しなければならない」に改める。

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。